

欧州評議会 AIに関する委員会

AI条約起草交渉の現状

在ストラスブール総領事館

領事 岩城 光
専門調査員 平野 徹之



1 CAI概要



名称	● AIに関する委員会（CAI：Committee on Artificial Intelligence）	
付託事項	● 2023年11月をめぐりに、人権、民主主義、法の支配に関する欧州評議会の基準に依拠し、 <u>一般原則、イノベーション促進、非加盟国の参加を重視し、既存の法的枠組を踏まえた（枠組）条約の起草</u>	
構成	<ul style="list-style-type: none"> ● メンバー国：CoE46か国 ● その他の参加国及び参加団体（投票権なし） <ul style="list-style-type: none"> ● オブザーバー5か国＋イスラエル ● CoEのその他関連機関代表 ● その他の国際機関代表：EU、国連（特にユネスコ）、OECD、OSCE ● 民間企業：米IT大手（GAFAM, IBM, Intel）、欧州通信大手（BT, Orange, Deutsche Telekom）等 ● その他、関連国際組織（GPAI等）、標準化機関（IEEE）、市民団体、研究機関 ● 日本からは、飯田陽一総務省情報通信政策総合研究官が参加 	
執行部	<ul style="list-style-type: none"> ● 議長：Mr Thomas SCHNEIDER（スイス環境交通エネルギー通信省コミュニケーション局副局長、大使） ● 副議長：Mr Gregor STROJIN（スロベニア最高裁長官付上級アドバイザー） 	
	<ul style="list-style-type: none"> エストニア（司法省公法課参事官） トルコ（大統領府DX室法務課長） イギリス（デジタル・文化・メディア・スポーツ省デジタル技術政策部長） 	<ul style="list-style-type: none"> イタリア（通信インフラ公社） ベルギー（ルーベン大学法学部教授（メディア・デジタル法）） フィンランド（外務省国際法局人権裁・人権条約課参事官） スペイン（マドリード大学法学部教授（憲法））

参考 欧州評議会と他の国際機関との加盟国相関図

CoE46カ国

CAI条約交渉52カ国

EU27カ国

ドイツ	ポーランド	英国
ベルギー	ポルトガル	スイス
チェコ	スロバキア	ノルウェー
デンマーク	スロベニア	アイスランド
エストニア	スペイン	トルコ
フィンランド	スウェーデン	
フランス	オーストリア	
リトアニア		
ルーマニア	ブルガリア	
マルタ		
セルビア	ボスニア =	モナコ
北マケドニア	ヘルツェゴビナ	サンマリノ
ウクライナ	アルメニア	リヒテンシュタイン
ジョージア	アゼルバイジャン	アンドラ

CoE オブザーバー

日本
米国
カナダ
メキシコ

CAI参加

イスラエル

教皇庁

OECD38カ国

オーストラリア
韓国
ニュージーランド
チリ
コロンビア
コスタリカ

2 ゼロドラフト概要

● ゼロドラフトの位置づけ

- 事務局及び議長が作成
- 具体的交渉の材料ではなく、CAHAIの成果及び閣僚委員会の関連決議を条文化したもの
→ 内容はCAHAI要素文書とほぼ同様
- これに対する意見に基づき、ファーストドラフト作成 → 本格的交渉へ
- 現時点では一般公開されていない

● 枠組み条約

- 基本原則又は達成目標を定めたプログラム型の規定 → 締約国に目標達成手段の裁量
- 各分野の詳細規定は追加議定書等に対応



2 ゼロドラフト概要

- 目的
- 定義
- 基本原則
- 手続的権利
- リスク・影響評価と規制措置
- 使用禁止
- 国の監督当局
- 締約国会合

3 今後の課題

- **デュアルユース**：どの範囲を対象とする？
- **定義**：急速な技術発展に対応し、かつ規制対象を明確に規定できる適切な定義は可能か？
- **規制範囲**：研究、イノベーションや有益なAI使用を阻害しない規制範囲は？
- **リスク・影響評価**：その手法と具体的運用は？
 - ・ 本条約附属文書の「人権、民主主義、法の支配影響評価（HUDERIA）」を共通の方法論として使用？
- **他の国際的法的文書**：EUのAI規則、OECDのAI原則、ユネスコのAI倫理勧告との調和？
- **EU交渉権限**：欧州委員会がEU理事会に交渉権限の専有を勧告。決定まで加盟国動けず。
- **短期間での交渉**：可能なのか？
- **他国の動向**：EU、他のオブザーバー国（米、加、イスラエル）の動向？

4 今後の日程

- 22年9月 第2回総会
 - 22年末？ 欧州委員会（EU）の交渉権限確定

 - 23年1月 第3回総会
 - 23年2月 第4回総会
 - 23年4月 第5回総会
 - 23年6月 第6回総会

 - 23年9月 第7回総会：起草交渉最終回
 - 23年11月 閣僚委員会で採択？
- 
- 短期集中的な起草交渉

5 EU規則案との比較

- 欧州評議会条約を通じ、欧州が求める一定の基準がグローバルスタンダードとなる可能性。

例：サイバー犯罪条約、データ保護条約

- 欧州評議会条約の交渉及び締約国会議には、より多様な立場の国が参加。

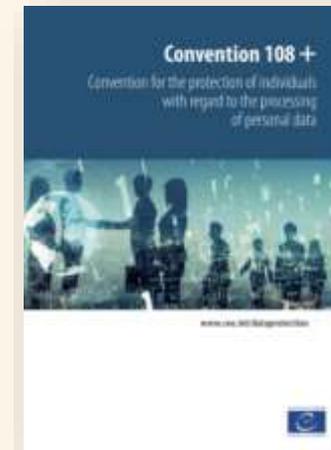
→ 同諸条約の基準はEU基準よりも緩和される傾向あり。

- 欧州評議会の条約案は締約国を対象とし、各国国内の法整備を必要とする。EU規則案は、EU加盟国においてEU法として施行される。

→ EU規則案の方が、より詳細まで規定される。

- 欧州評議会の条約案は人権、民主主義、法の支配の保護を主なつとめとする。EU規則案は、基本権等の保護に加え、EUがAI分野における技術的リーダーシップを確保すること（EU規則案説明文書）も目的の一つとされる。

参考 CoEの主なAI関連文書（1）



● データ保護条約（108条約（1981年）、108+条約（2018年（現代版108条約））

・本条約を中心に構築された法的枠組みは、処理されるデータが本条約の範囲内にある限り、AI技術にも完全に適用。

・108条約締約国：CoE46カ国及び中南米、アフリカ諸国等、計55カ国

・機微データ^{（注）}の処理は、適切なガイドラインが存在する場合にのみ許可

注：人種的／民族的出身、政治的意見、宗教的信条、労働組合への所属等に係る個人情報や遺伝上の情報。108条約及び108+条約第6条、サイバー犯罪条約第2追加議定書14条4項参照。

・自己のデータにつき、処理目的を知る権利、規定に反して処理された場合、修正する権利及び当該情報を得る権利を保証

・透明性、比例性、説明責任、影響評価及びプライバシー・バイ・デザインの導入

・データの自動処理のみにより意思決定がなされるのではなく、本人の意見を考慮

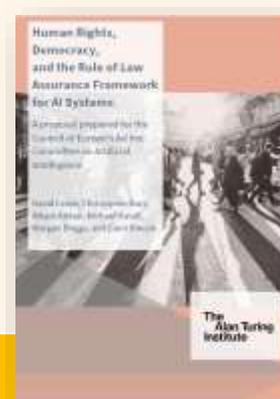
参考 CoEの主なAI関連文書（2）



● サイバー犯罪条約（ブダペスト条約、日本は2012年加入）

- コンピュータに対する及びコンピュータを手段とする犯罪、サイバー犯罪の捜査、電子的証拠を確保するための手続上の権限を規定
- 締約国：CoE45カ国（アイルランドを除く）及び、日米加豪に加え、中南米、アフリカ諸国等、計67カ国
- 対象犯罪：著作権侵害、コンピュータ関連の詐欺、児童ポルノ、セキュリティネットワークの侵害等
- 捜査：傍受やコンピュータネットワークの検索を含む一連の権限と手続等
- 条約の3つの目的
 - ① サイバー犯罪分野の国内での刑事実体法及び関連規定を各国の間で調和
 - ② 対象となる犯罪に関連する電子的証拠の捜査と、訴追に必要な国内での刑事手続法の権限を規定
 - ③ 国際協力の迅速かつ効果的な体制の構築

参考 CoEと関わりの深い主なAI分野有識者



名前	CAHAI/CAIでの役割	所属
Ms Peggy VALCKE	CAHAI副議長・CAI委員	Professor of Law and Technology, Faculty of Law at the KU Leuven
Mr Mario HERNÁNDEZ RAMOS	CAHAI総会参加・CAI委員	Constitutional Law Professor, Complutense University of Madrid
Mr David LESLIE	CAHAI委員・CAI総会参加	Director of Ethics and Responsible Innovation Research, The Alan Turing Institute (リスク・影響評価方法論「HUDERIA」関連調査担当) CAHAI関連論文: “Human Rights, Democracy, and the Rule of Law Assurance Framework for AI Systems” https://rm.coe.int/huderaf-coe-final-1-2752-6741-5300-v-1/1680a3f688
Mr Alessandro MANTELERO	CAHAI総会参加	Associate Professor of Private Law and Law & Technology at the Polytechnic University of Turin CAHAI関連論文: “Analysis of the International legally binding instruments” https://rm.coe.int/cahai-2020-08-fin-mantelero-binding-instruments-report-2020-def/16809eca33
Ms Catelijne MULLER	CAHAI総会・CAI総会参加	President and co-founder of ALLAI, a former member of EU High Level Expert Group on AI CAHAI関連論文: “The Impact of Artificial Intelligence on Human Rights, Democracy and the Rule of Law” https://rm.coe.int/cahai-2020-06-fin-c-muller-the-impact-of-ai-on-human-rights-democracy-/16809ed6da
Ms Akiko EJIMA	CAHAI総会参加	明治大学法学部教授